

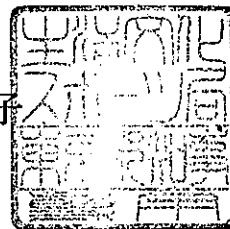
4生消企第417号

東京都消費生活対策審議会

東京都消費生活条例第45条の規定に基づき、下記の事項について
諮詢する。

令和4年11月16日

東京都知事 小池百合子



記

多摩消費生活センターの機能強化について

諮詢事項

「多摩消費生活センターの機能強化について」

諮詢の趣旨

多摩消費生活センターは平成9年度の設立以来、各種消費生活講座の開催や市町村との連携事業、消費者団体への支援の実施など、多摩地域における消費者行政の拠点として、消費生活の安定・向上に資する取組を進めてきた。

同センターが持つ機能は、多摩地域における消費者行政の推進のために大変重要であり、今後さらに充実を図っていく必要がある。

また、コロナ禍を契機とした、社会の急速なデジタル化の進展により、講座や団体の活動においても集合形式とオンラインを組み合わせたハイブリッド型の需要が高まるなど、利用者のニーズが変化しており、こうした変化への対応も喫緊の課題となっている。

現在、多摩消費生活センターは北多摩北部建設事務所内に設置されているが、令和5年度中に同所から移転する必要がある。

については、この機会を捉え、さらなる利用者の利便性の向上、市町村支援の充実等につなげるために、「多摩消費生活センターの機能強化について」諮詢するものである。